

指 示

平成26年9月12日

川内村長 殿

写) 福島県知事 殿

平成23年(2011年)福島第一原子力発電所
事故に係る原子力災害対策本部長

東京電力株式会社福島第一原子力発電所において発生した事故に関し、原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第20条第2項に基づき、下記のとおり指示する。

記

東京電力株式会社福島第一原子力発電所において発生した事故に伴い、川内村において設定された避難指示区域について、平成23年12月26日に原子力災害対策本部において決定した「ステップ2の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」に基づき、平成26年10月1日午前0時をもって以下のとおり解除及び見直しを行うことを決定し、居住者等に対してその旨周知すること。

1. 避難指示解除準備区域を解除する。
2. 居住制限区域を避難指示解除準備区域に見直す。